

倉敷市手話言語条例をここに公布する。

令和3年12月22日

倉敷市長 伊 東 香 織

## 倉敷市条例第47号

### 倉敷市手話言語条例

手話は、音声言語と異なり、手指や体の動き、表情を使って視覚的に表現する言語である。

ろう者は、物事を考え、他者と意思疎通を図り、お互いの気持ちを理解し合うために、また、知識を蓄え、文化を創造するために必要な言語として、手話を大切に育んできた。

一方で、ろう者は、手話が言語として認められてこなかったことや、手話を使用することができる環境が整えられてこなかったことから、他者と意思疎通を図ることや必要な情報を得ることができず、これまで多くの不便や不安を感じながら生活してきた。

このような中、障害者の権利に関する条約や障害者基本法において、手話が言語として位置付けられた。

これらのことを受け、手話は、ろう者にとって意思疎通を図る手段であるだけでなく、言語であるとの認識の下、手話を理解するとともにその普及を促進し、日常生活及び社会生活の中で、より手話を使用しやすい環境づくりを推進していく必要がある。

ここに、市民一人ひとりが、手話についての理解を深め、障がいの有無にかかわらず、全ての市民が共に暮らし、共に支え合い、共に輝くことのできる共生社会を実現することを目指して、この条例を制定する。

#### (目的)

第1条 この条例は、手話に対する理解の促進及び手話の普及に関する基本理念を定め、市の責務並びに市民及び事業者の役割を明らかにするとともに、市が推進する施策の基本的事項を定めることにより、全ての市民が共生することのできる地域社会を実現することを目的とする。

#### (定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) ろう者 手話を言語として日常生活又は社会生活を営む者をいう。
- (2) ろう児 ろう者のうち、18歳未満の者をいう。

(3) 事業者 市内において事業を行う個人又は市内において事業を行う法人その他の団体をいう。

(4) 手話通訳者 ろう者とろう者以外の者との意思疎通を手話により仲介する者をいう。  
(基本理念)

第3条 手話に対する理解の促進及び手話の普及は、手話は言語であるとの認識の下、ろう者が手話による意思疎通を行う権利を有していること及びその権利が尊重されることを基本として行われるものとする。

2 手話に対する理解の促進及び手話の普及は、全ての市民が相互に人格と個性を尊重し、心豊かに共生することのできる地域社会を実現することを基本として行われるものとする。  
(市の責務)

第4条 市は、前条に規定する基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、手話に関する必要な施策を推進するものとする。  
(市民の役割)

第5条 市民は、基本理念に対する理解を深め、手話を使用しやすい環境づくりに努めるとともに、市が推進する施策に協力するよう努めるものとする。  
(事業者の役割)

第6条 事業者は、基本理念に対する理解を深め、ろう者が利用しやすいサービスの提供及びろう者が働きやすい環境の整備に努めるとともに、市が推進する施策に協力するよう努めるものとする。  
(施策の推進)

第7条 市は、第4条の規定に基づき、次に掲げる施策を推進するものとする。

(1) 手話に対する理解の促進に関する施策

(2) 手話の普及に関する施策

(3) 手話通訳者の養成等手話による意思疎通の支援に関する施策

(4) 手話を学ぶ機会の提供に関する施策

(5) ろう者が手話による情報を取得しやすい環境づくり及び手話を使用しやすい環境づくりに関する施策

(6) ろう児の養育のために必要な手話に関する情報提供及び手話の獲得のために必要な支援に関する施策

(7) 災害その他の緊急事態における手話による情報提供及び意思疎通の支援に関する施策

(8) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める施策

2 市は、施策の推進において、障害者基本法（昭和45年法律第84号）第11条第3項の規定に基づく倉敷市障がい者基本計画並びに障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第88条第1項及び児童福祉法（昭和22年法律第164号）第33条の20第1項の規定に基づく倉敷市障がい福祉計画と整合性を図るものとする。

3 市は、第1項の施策の推進に当たっては、ろう者、手話通訳者その他関係者の意見を聴き、その意見を尊重するよう努めるものとする。

（委任）

第8条 この条例に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。